

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示案新旧対照条文
 ○政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（録音及び録画の方法等） 第八条 1～4 （略）</p> <p>5 第三項の場合において、当該参議院名簿届出政党等から字幕番組（テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができ る放送番組をいう。以下この項において同じ。）とするよう申込みがあつたときは、日本放送協会は、録画した政見を日本放送協会の定めるところにより字幕番組とするものとする。ただし、この規程又はこの規程に基づく定めに違反する当該参議院名簿届出政党等については、日本放送協会は中央選挙管理会と協議の上、字幕番組としないことができる。</p> <p>6 5 10 （略）</p>	<p>（録音及び録画の方法等） 第八条 1～2 （略）</p> <p>3 参議院名簿届出政党等々の政見の録音又は録画は、第一項各号に掲げる方式又は組合せ方式（単独方式、対談方式及び複数方式のいずれか一の方式により政見の録音又は録画を行った物を二つ組み合わせて政見の録音又は録画を行う方式をいう。）に従い、日本放送協会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>4 （略） （新設）</p> <p>5 5 9 （略）</p>